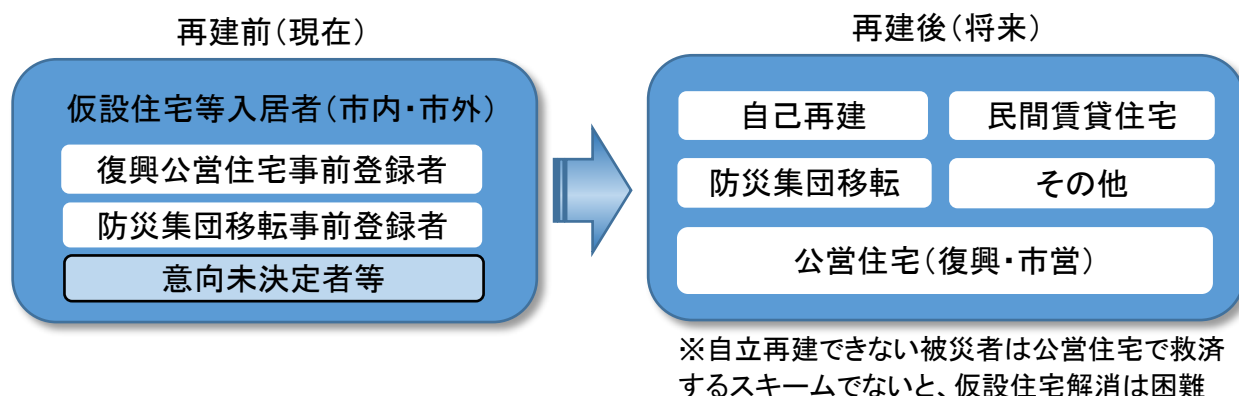


# 公営住宅（復興・市営）の入居資格に係る要件緩和等について

## 1 要件緩和の基本的な考え方

すべての被災者の住まいを再建することを目的とする → 仮設住宅の解消



## 2 要件緩和の内容

### ①滞納要件(市税・家賃)の緩和

市と納付誓約することで入居を認める。

### ②単身入居要件(市営住宅)の緩和

応急仮設住宅の入居者に限り60歳未満単身者の市営住宅への入居を認める。

### ③賃借人が自己都合によらず退去した場合の運用変更

「本人の申立内容が虚偽でないことの誓約書」と「市が事実確認を行うことについての同意書」の提出で入居を認める。

復興住宅と市営住宅の緩和内容の比較

	対象	市税滞納	家賃滞納	若年単身	大家都合
復興住宅	震災に起因する住宅困窮世帯	○	○	※入居可能	○
市営住宅	応急仮設住宅入居者	○	○	○	—

凡例 ○:認める ×:認めない —:従来のまま

要件緩和に必要な手続きと実施時期

	必要な手続き	実務上の取り扱い	実施時期
① 市税滞納	条例改正	誓約書の提出	平成29年5月を予定
② 家賃滞納	条例改正	誓約書の提出	平成29年5月を予定
③ 若年単身	条例改正	応急仮設住宅入居者に限る	平成29年5月を予定
④ 大家都合	運用の変更	申立書、事実確認同意書等の提出	平成29年1月を予定